

消費者トピックス

—消費生活センターだより No.48—

CASE1: 送りつけ商法

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要！



注文していないなら
支払い不要！

母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近はその事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。

実家に行ったところ、母親宛てに注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

アドバイス

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。

CASE2: 通信販売トラブル(テレビショッピング)

テレビショッピング 返品条件をよく確認！



通電した商品は返品
できません。

テレビショッピングで「1週間以内返品可能」と言っていたマッサージチェアを購入した。うまく使えないため返品を申し出たが「通電した商品は返品できない。テレビ画面でも表示している」と言われた。番組を録画していたので確認したところ、最後に小さな文字で表示されていたが、気付かなかった。使用しないと使い心地は分からない。返品したい。

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

アドバイス

- テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介されていても、「未開封・未通電に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。
- 番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。
- テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。

下関市消費生活センターでは、消費者契約に関する様々なご相談について、電話や面談でアドバイスをしています。

「契約トラブルはイヤヤ」「泣き寝入りはイヤヤ」

そんな時には、お気軽にご相談ください。

書面等があればお手元に用意して、まずはお電話を。

消費者ホットライン

☎188(局番なし)

ガイダンスに従ってお住いの地域の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活センターへつながります。

下関市消費生活センター TEL(083)231-1270

〒750-8521 下関市南部町1-1 市役所本庁舎西棟5F

相談時間：月～金(祝日除く) 8時30分～16時30分